

指定管理者の管理運営に対する評価シート（総合評価）

1 公の施設

施設名	大町市八坂総合福祉センター	設置年月	平成9年4月
所在地	大町市八坂1128番地	所管課	福祉課

2 指定管理者

団体名	社会福祉法人 大町市社会福祉協議会	選定方法	非公募
住 所	大町市大町1129番地	指定期間	平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日

3 当該施設の管理運営に関わる経費（単位：千円）

別紙参照

4 管理運営に対する評価、制度導入の効果について（総括）

指定管理者	合計評価点数	$\frac{71}{100}$ 点中	総合 評価ランク	A
【総括】 ○経営方針である「誰もが安心して暮らしつづけることができる地域づくり」に基づいた、福祉サービス提供の場、また、地域福祉活動（ボランティア）の拠点として定着認知されている。 ○今後は、地区内での住民活動の拠点として、すでに活動している住民との連携を一層深めていくことが必要である。				
施設所管課	合計評価点数	$\frac{71}{100}$ 点中	総合 評価ランク	A
【総括】 当施設は、八坂地域における福祉拠点施設であり、その役割や重要性を踏まえた管理・運営に努めている。 新型コロナウイルス感染期には、安心して利用いただけるよう感染予防策を講じた施設運営に努めるとともに、感染状況の変化に応じた対策方法について随時協議が行われるなど、所管課と緊密に連携が図られてきた。 施設建設から25年が経過し、設備や備品に老朽化が見られるが、日常点検等を適切に実施することにより、運営に支障が生じないよう努めている。				

5 大町市行政改革推進委員会の意見

【行政改革推進委員会による意見を掲載】

6 大町市指定管理者評価委員会の評価・意見（相応の収益が見込まれる施設において中間年次以降のみ添付）

【指定管理者評価委員会による評価・意見等を掲載】

7 評価内容

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価				
1 施設の運営について		配点合計 20	14 点	14 点
経営方針		配点 10	指定管理者	所管課
施設運営のための経営方針は適切であったか			A	8
市の方針、施設の設置目的、業務等を的確に理解し運営されているか			A	8
【指定管理者の評価】 ○経営方針を基に、地域住民が安心して暮らせるように、利用者ニーズ・サービスの向上に努めた。施設の管理に当たっては、費用対効果を意識した施設運営に努めた。				
【所管課の評価】 協定書、仕様書に沿った事業計画に基づき、概ね良好な運営が行われている。 また、地区内における施設の位置づけ、役割を認識し、住民目線での運営が図られている。				
利用者のサービス向上・利用促進に向けた取り組み		配点 10	指定管理者	所管課
サービス向上のための取り組みは適切であったか				
利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足度が得られているか				
利用者の要望・意見の把握・対応は適切であったか				
利用者のトラブルの未然防止と対処方法は適切であったか				
施設の設備等の活用は適切であったか			B	6
広報など利用に関する周知計画は適切であったか				
利用促進への取り組みは適切であったか				
施設利用（貸出）に関する具体的な計画は適切であったか				
【指定管理者の評価】 ○デイサービスの送迎時等に家族や利用者の意見・要望を随時把握するとともに、連絡ノートを活用により適切な措置を講じている。 ○地区内の利用は、八坂支所等との連携や社協報によるPR、市内等はケアマネージャーとの連携と口コミにより利用促進に努めた。				
【所管課の評価】 広報誌の活用や八坂支所との連携により、地域のニーズ把握に努め、利用の促進を図っている。				

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価

2 危機管理体制、平等利用等について

配点合計 20

14 点

16 点

安全管理・安全対策

配点 10

指定管理者

所管課

利用者の安全確保に関する研修を実施し、職員が内容を熟知しているか

防災訓練等が実施されているか

施錠、警備体制等は適切であるか

その他緊急時の対応が適切であったか

B	6	A	8
---	---	---	---

【指定管理者の評価】

○利用者参加による避難訓練と職員の消火訓練を年2回実施している。

○防犯上の注意として、帰宅時の施錠の確認を職員に徹底している。

○冬期は、凍結による転倒防止や屋根からの落雪事故を防止するため、職員への注意喚起を徹底している。

【所管課の評価】

緊急時の対応マニュアルに基づいた、適正な施設運営が行われているとともに、利用者参加による避難訓練に取り組み、緊急時に備えた対応がされている。

また、警察や消防署、市関係機関との緊急時連絡体制を整えており、平時より緊密に連携を図っている。

平等な利用等について

配点 10

指定管理者

所管課

利用者の平等な利用の確保がされたか

不適切な利用の制限が行われていないか

A	8	A	8
---	---	---	---

【指定管理者の評価】

○四季を通じて様々な事業を展開しているが、利用者全員が参加・体験できるように配慮し、施設の個性を最大限に生かしている。

【所管課の評価】

平等な利用に繋げるための職員教育が日頃からされており、適正な運営が図られている。

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価

3 施設の管理経費、経理及び事務処理等について		配点合計 20		14 点		12 点	
施設の管理運営に係る経費の内容		配点 10		指定管理者		所管課	
施設・設備の維持管理の取組みは適切であったか		A	8	B	6		
経費節減のための取組みは適切であったか							
収支計画と事業計画の整合はとれていたか							
【指定管理者の評価】 ○見積入札等で選定された保守業者により毎年、定期点検を実施するとともに、その結果に基づき所管課と協議しながら必要な措置を講じてきた。							
【所管課の評価】 設備点検は定期的実施されており、適正な運営が図られている。 物価高騰の中で経費節減意識の徹底が図られているほか、購入業者の選定にあたっては、複数業者から見積りを取るなど、適正価格での契約に務めている。							
事務処理等		配点 10		指定管理者		所管課	
適正に会計処理が行われているか		B	6	B	6		
業務報告書や事業報告書が適切に作成されているか							
引き渡した備品が適正に管理されており、その帰属が明確であるか							
【指定管理者の評価】 ○他の事業会計と明確に区分し、新会計基準により適切に経理した。 ○備品の帰属は明確であるが、修繕や更新に関わる経費負担について市と協議により対応した。							
【所管課の評価】 会計基準に沿った適正な会計処理が行われており、事業報告書も適切に作成・提出されている。また、備品の管理は適正に行われており、帰属も明確となっている。							

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価

4 労務管理面について

配点合計 20

14 点

14 点

職員の配置について

配点 10

指定管理者

所管課

人員の配置、有資格者の配置は適切であったか

職員の研修計画は適切であったか

地域雇用への配慮がなされているか

B

6

B

6

【指定管理者の評価】

○必要な資格者を配置し、適切な業務遂行に努めている。

○各種研修に随時参加し、知識・技能を習得し、内部での情報交換等職員全般の資質向上に努めている。

○職員の雇用は、地元・市内等からの雇用に努めている。

【所管課の評価】

人員配置や有資格者の配置は適正であり、内部研修の実施及び施設管理・福祉関連資格の取得に向けた外部研修の受講を奨励し、技能の向上に努めている。

職員の雇用にあたっては、地域からの人材確保に努めている。

労働条件について

配点 10

指定管理者

所管課

労働法規等を遵守した適正な労働条件を確保しているか

※資料19「労働関係法令遵守に係る確認事項」に基づき両者にて確認を行うこと

法定三帳簿（労働者名簿・賃金台帳・出勤簿）が整っているか

給料が遅滞なく定められた期日に支払われているか

健康診断は適正に行われているか

A

8

A

8

【指定管理者の評価】

○労働基準法及び労働安全衛生法を遵守し、適切に労務管理を行っている。また、法律の改正にともない労働条件の変更についても、適切に対応している。

○最低賃金の引き上げ時には、都度職員賃金の見直しを行い、適切に対応している。

【所管課の評価】

労働法規を遵守した取り組みがされており、関係帳簿の管理も適正である。

給料の支払い、健康診断の受診も適正である。

評価の項目・視点 別添「評価点の詳細」をもとに「S・A・B・C・D」の5段階にて評価

5 その他

配点合計 20

15 点

15 点

連絡調整体制の整備

配点 5

指定管理者

所管課

施設の運営や事故等、必要な報告・連絡が速やかに行われたか

指定管理者と施設所管課で調整が行われたか

A

4

A

4

指定管理者と施設所管課が互いに協力し、施設の有効活用が図られたか

【指定管理者の評価】

○運営上の疑義や事故等の事案が生じた場合は、迅速に所管課に口頭で報告した後、報告書・協議書を提出を徹底している。

【所管課の評価】

必要な報告は、電話・書面により適正かつ速やかに行われている。
新型コロナウイルス感染拡大時は、状況の変化に応じて逐次報告がなされるなど、緊密に連携が図られている。

自主事業の実施・地域への配慮等

配点 5

指定管理者

所管課

自主事業の内容は適切であったか

B

3

B

3

地域との連携ができたか

【指定管理者の評価】

○地区内で開催してきた高齢者サロンは、新型コロナの影響により実施できない年度もあったが、浸透・定着してきており、心待ちにしている住民も多い。また同様に、デイサービス利用者と地域ボランティアとの交流も実施できない年度があった。
○今後感染症対策については徐々に緩和される方向であるが、感染リスクの観点より引き続き対策を講じながら事業運営に努める。

【所管課の評価】

新型コロナウイルスの感染拡大に伴ない、事業実施に影響が生じた時期があったものの、地域に出向いて高齢者サロンを開催するなどの実績を重ね、住民が参加しやすい環境の醸成に努めている。

法令等の遵守・個人情報の保護措置・情報公開・特殊事情等

配点 10

指定管理者

所管課

関係法令等が遵守されていたか

個人情報保護の取組みは適切であったか

公正で開かれた施設運営が行われていたか

業務実施に当たり知り得た情報について適切に管理されていたか

A

8

A

8

施設の特殊事情がある場合、適切な対応がされていたか

施設の特殊事情：

【指定管理者の評価】

○建築基準法及び消防法に基づく設備の定期点検や公衆浴場法に基づく浴槽水の日常検査等を行い安全管理に努めた。
○特定個人情報取扱規程を制定し、勤務内外を問わず守秘義務を徹底している。

【所管課の評価】

関係法令に基づく定期点検が適正に実施され、安全な施設運営が図られている。
また、日頃より法令順守への取り組みがなされており、個人情報は適切に取り扱われている。

(別 紙)

(総合評価施設 : 大町市八坂総合福祉センター)

3 当該施設の管理運営に関わる収支(単位:千円)

項目			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度（予算）
市	収入	納付金	0	0	0	0	0
		計（A）	0	0	0	0	0
	支出	指定管理料	6,920	6,983	6,983	6,983	7,067
		修繕費・工事請負費					2,400
		備品購入費		435			
		計（B）	6,920	7,418	6,983	6,983	9,467
差引（A－B）		△ 6,920	△ 7,418	△ 6,983	△ 6,983	△ 9,467	

項目			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度（予算）
指定管理者	収入	指定管理料	6,920	6,983	6,983	6,983	7,067
		利用料					
		雑収入	62	124	49	50	
		計（A）	6,982	7,107	7,032	7,033	7,067
	支出	人件費	4,992	5,074	3,260	5,918	4,392
		事業費	554	545	611	1,210	1,053
		事務費	1,436	1,358	1,260	1,733	1,622
		計（B）	6,982	6,977	5,131	8,861	7,067
差引（A－B）		0	130	1,901	△ 1,828	0	

指定管理者制度導入検討シート（再導入）			所管課	福祉課
1 施設名	大田市八坂総合福祉センター		2 現在の指定管理者名	社会福祉法人 大田市社会福祉協議会
3 施設の概要	社会福祉事業を推進し、市民の福祉、健康及び体力の増進並びに在宅の要介護者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的に設置された施設。 また、八坂地区社会福祉協議会事務局も兼ね、地域福祉活動事業を行っている。			
4 制度導入の目的	地域福祉を推進するための公共性の高いサービスを、民間事業者の手法により一体的・継続的に提供し、福祉の専門性や地域に根ざした運営により、住民福祉の向上を図る。			
5 指定管理の実績（令和元年度～令和4年度の平均）				
	利用者数	4,149人【内訳 R元(4,113) R2(4,173) R3(4,218) R4(4,091)】		
	収入額	平均：7,039千円		
	内訳	指定管理料：6,967千円 71千円		
	支出額（事業費）	平均：6,988千円		
	内訳	人件費：4,811千円 730千円 1,447千円		
	職員数	職員 1名・嘱託職員 0名・臨時職員 1名（令和5年3月31日）現在		
6 評価	当施設は、八坂地域における福祉拠点施設であり、その役割や重要性を踏まえた管理・運営に努めている。 新型コロナウイルス感染期には、安心して利用いただけるよう感染予防策を講じた施設運営に努めるとともに、感染状況の変化に応じた対策方法について随時協議が行われるなど、所管課と緊密に連携が図られてきた。			
7 課題等	施設建設から25年が経過し、施設や備品に不具合が見られるが。指定管理者の迅速な対応により、運営面への影響は最小限にとどめている状況があることから、計画的な修繕や設備更新が必要な状況にある。			
8 制度運用の適否と理由	地域に密着したサービスを提供と活動により地域福祉の拠点として定着していること、八坂地区以外の通所介護利用者を積極的に受け入れるなど、市全体を視野に入れた運営に努めていることなどから指定管理を継続することが望ましい。			
9 選定方法（非公募の場合はその理由）	現在の指定管理者は、地域福祉を推進することを目的とする社会福祉法に定められた団体で、地域に根差した運営に努めている。 また、「福祉センター設置管理要綱」（昭和41年・厚生事務次官通達）において、管理を社会福祉協議会に委託して行うことができるとされている。よって、指定手続き条例第2条の2に規定する「当該施設の性格、事業の内容、規模等により、その管理を行わせることにより設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができると認められる団体等」に該当することから非公募としたい。			
10 指定管理とする期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日 指定期間：5年			

総合評価の評価レベル

※各項目の評価点合計により総合評価をランク付け

- S：評価した結果、特に優れていると認められる。【総合得点90点以上】
A：評価した結果、優れていると認められる。【総合得点70点以上～90点未満】
B：評価した結果、適正であると認められる。【総合得点50点以上～70点未満】
C：評価した結果、改善が必要であると認められる。【総合得点30点以上～50点未満】
D：評価した結果、かなりの改善が必要であると認められる。【総合得点30点未満】

評価点の詳細

※各項目における視点をもとに、5段階にて評価を実施

- S：仕様書、協定書等を遵守し、事業計画書を大幅に上回る実績や高い市民満足度が得られた内容
A：仕様書、協定書等を遵守し、事業計画書を上回る実績や市民満足度が得られた内容である
B：仕様書、協定書等を遵守し、事業計画書のとおりの実績である。
C：仕様書、協定書等を遵守しているが、事業計画書の実績に一部課題がある（改善指示が必要）
D：仕様書、協定書等を遵守しておらず、改善の必要性がある（改善指示に未対応である）。

（参考）H30年度までの評価基準

●総合評価の評価レベル

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| 総合得点90点以上 | A：評価した結果、特に優れていると認められる。 |
| 総合得点70点以上～90点未満 | B：評価した結果、優れていると認められる。 |
| 総合得点50点以上～70点未満 | C：評価した結果、適正であると認められる。 |
| 総合得点30点以上～50点未満 | D：評価した結果、改善が必要であると認められる。 |
| 総合得点30点未満 | E：評価した結果、かなりの改善が必要であると認められる。 |

●評価点の詳細

- A：特に優れている
B：優れている
C：適当である
D：改善が必要
E：未実施